

蒲郡市産業振興基本条例

蒲郡市は、美しい三河湾とともに歩みながら、先人たちのたゆまぬ努力とともに、その多様な恵みをいかして独自の文化や産業を創り上げ、社会・産業・文化など調和のとれた豊かな地域を築きあげてきました。とりわけ、産業は事業活動により地域経済を支えるとともに、雇用創出など地域社会にとって重要な役割を担ってきました。

しかしながら、近年経済のグローバル化による企業間競争の激化に加え、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来、人々の意識や生活様式の多様化など地域産業を取り巻く環境は大きく変化しています。更に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、私たちの暮らしは大きな変化を余儀なくされ、地域経済も深刻な影響を受けています。

このような時代において、蒲郡市が将来にわたり発展するためには、事業者の創意工夫や自助努力を尊重し、事業者、関係団体、市民、行政など地域経済に関わる人々が、産業振興の目的とそれぞれに期待される役割について共通の認識を持ち、協力して取り組んでいくことが重要です。

私たちは、産業振興についての基本的事項を定め、それぞれの役割について明らかにするとともに、地域経済に関わるものが一体となり、地域経済の持続可能な発展と市民生活を向上させるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、産業振興が地域の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、産業振興に関する基本的な事項を定め、事業者、産業経済団体、教育機関等、市民及び市の役割を明らかにすることにより、一体的に産業基盤の安定及び強化を促進し、もって地域経済の持続可能な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行う者をいう。
- (2) 農業者 事業者のうち農業を営むものをいう。
- (3) 水産業者 事業者のうち水産業を営むものをいう。

- (4) 工業者 事業者のうち工業を営むものをいう。
- (5) 商業・サービス業者 事業者のうち商業又はサービス業を営むものをいう。
- (6) 観光業者 事業者のうち観光業を営むものをいう。
- (7) 金融機関 事業者のうち銀行、信用金庫その他の金融業を営むものをいう。
- (8) 産業経済団体 商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において経済活動又は地域産業の振興を担う団体等をいう。
- (9) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び研究機関をいう。
- (10) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

（基本理念）

第3条 産業振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 事業者の創意工夫及び自助努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の持続可能な発展及び雇用の創出に資すること。
- (3) まちづくり及び市民生活の向上に資すること。
- (4) 事業者、産業経済団体、教育機関等、市民及び市がそれぞれの役割の重要性を理解し、協力すること。

（基本方針）

第4条 産業振興は、前条に規定する基本理念に基づき、新産業の創出、創業支援、事業承継、人材育成及び産学官連携を基本方針として推進するものとする。

2 次の各号に掲げる分野の産業振興は、前項に加え、当該各号に定める事項を基本方針として推進するものとする。

- (1) 農業 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮及び農業の持続可能な発展
- (2) 水産業 水産物の安定供給の確保及び水産業の持続可能な発展
- (3) 工業 繊維工業、鉄工業その他の製造業の競争力強化
- (4) 商業・サービス業 魅力ある個店の育成並びに商業地の形成及び活性化
- (5) 観光業 地域資源を積極的に活用した観光業の活性化及び観光交流の活発化

（事業者の役割）

第5条 事業者は、前条に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 経営基盤の強化、経営の革新及び生産性の向上に対して自主的に取り組むよう努めること。

- (2) 従業員が仕事と生活の調和を図ることのできる環境の整備に取り組むよう努めること。
- (3) 地域社会の一員として社会的責任を認識し、地域経済の持続可能な発展及び市民生活の向上に寄与するよう努めること。
- (4) 人材及び後継者の育成並びに市内雇用の促進に努めること。
- (5) 事業規模及び産業の枠を超えて連携を図るよう努めること。
- (6) 産業経済団体又は市が実施する産業振興施策に協力するよう努めること。
- (7) 児童、生徒及び学生の勤労観及び職業観の育成に協力するよう努めること。

(農業者の役割)

第6条 農業者は、前条に定める事業者の役割（以下「事業者の役割」という。）に加え、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 市内で生産する農産物に係る情報を積極的に発信するよう努めること。
- (2) 農空間の保全及び活用を図るよう努めること。

(水産業者の役割)

第7条 水産業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 市内で生産する水産物に係る情報を積極的に発信するよう努めること。
- (2) 海域及び沿岸域の保全及び活用を図るよう努めること。

(工業者の役割)

第8条 工業者は、事業者の役割に加え、独自技術の向上及び新技術の研究開発を促進し、競争力の強化に努めるものとする。

(商業・サービス業者の役割)

第9条 商業・サービス業者は、事業者の役割に加え、商品又はサービスを提供するに当たって、品質その他の価値の向上を図るよう努めるものとする。

(観光業者の役割)

第10条 観光業者は、事業者の役割に加え、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) サービス、体験及び商品を提供するに当たって、品質その他の価値の向上を図るよう努めること。
- (2) 市域を超えた広域的な連携を強化し、魅力ある情報を国内外に積極的に発信するなど観光客の誘致に努めること。

(金融機関の役割)

第11条 金融機関は、事業者の役割に加え、各事業者に適した円滑な資金の供給、有用な情報の提供、経営相談その他の支援を積極的に実施するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第12条 産業経済団体は、基本方針に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 事業者の経営基盤の強化、経営の革新及び生産性の向上を支援するための産業振興施策を積極的に実施すること。
- (2) 市が実施する産業振興施策に協力するよう努めること。
- (3) 事業者の産業経済団体への加入の促進に努めること。

(教育機関等の役割)

第13条 教育機関等は、基本方針に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 産学官の連携を通じて、研究成果の普及、人材育成及び産業振興に資する事業の積極的な促進に努めること。
- (2) 児童、生徒及び学生の勤労観及び職業観の育成に協力するよう努めること。

(市民の役割)

第14条 市民は、基本方針に基づき、産業振興が地域経済の持続可能な発展及び市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業振興に協力するよう努めるものとする。

(市の役割)

第15条 市は、基本方針に基づき、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 産業振興施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- (3) 産業振興施策の推進に当たっては、国、県及び他の地方公共団体との連携に努めること。
- (4) 事業者の取り扱う物品、工事、役務等の受注機会の増大に努めること。
- (5) 児童、生徒及び学生の勤労観及び職業観の育成に協力するよう努めること。

(蒲郡市産業振興会議の設置)

第16条 市長は、産業振興施策に関する取組について、必要な事項を協議するため、蒲郡市産業振興会議を設置する。

2 蒲郡市産業振興会議の組織、所掌事務及び構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。